

入札説明書

航空自衛隊第7航空団（百里基地）が発注する工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。細部は契約担当官の指示による。

- 1 入札公告日 : 本説明書は、航空自衛隊第7航空団が入札公告した工事に適用する。
- 2 契約担当官等 : 航空自衛隊第7航空団（百里基地）会計隊長
〒311-3415 茨城県小美玉市百里170
- 3 工事概要
 - (1) 工事名 : 各公告による
 - (2) 工事場所 : 各公告による
 - (3) 工事内容 : 特記仕様書のとおり
 - (4) 工期 : 各公告による
- 4 受付照会窓口 : 〒311-3415 茨城県小美玉市百里170
航空自衛隊第7航空団（百里基地）会計隊契約班
TEL : 0299-52-1331(内線2287) FAX : 0299-53-0051
- 5 競争参加資格
 - (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、各公告に示す工事で級別の格付を受け、原則として、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
 - (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
 - (4) 防衛省競争参加資格の公告に示す工事に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）が、公告に示す等級であること。
 - (5) 過去15年の間に、元請けとして完成・引渡し完了した工事のうち同種工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）が発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。
 - (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）が発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で評定点合計が65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。（個別の工事に応じて、工種別に明示すること。）
 - (7) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書（別紙様式第1）」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書（以下「資格審査結果通知書」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、北関東防衛局長から、指名停止を受けていないこと。

- (8) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。以下同じ。)
なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、工事に係る入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものでない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。

- (7) 子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

- (4) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(7)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- (7) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合(共同企業体を含む。)の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

- (4) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下管財人という。)を現に兼ねている場合

- (4) 一方の会社等の管財人が他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合及び上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められた場合。

- (9) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記5に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書、資料及び資格審査結果通知書(以下「申請書等」という。)を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。また、5(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、5(1)及び(5)から(9)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に5(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記5(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていなければならない。
また、情報保障の誓約として別紙様式第4又は第5の誓約書を提出しなければならない。
なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。申請書等の提出は、次に示すとおり。

ア 提出期限 : 各公告による

イ 申請書様式 : 別紙様式第1のとおり

ウ その他

- (7) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

- (4) 契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

- (4) 提出された申請書等は、返却しない。

- (2) 資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績については、過去15年間（基準）に工事が完成・引渡し完了しているものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績（別紙様式第2）」に記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア 同種の工事の施工実績

上記5(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を1件記載する。
記載様式は別紙様式第2とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A4版1枚に記載する。

イ 配置予定の技術者

配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、別紙様式第3に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種工事の経験を記載することもできる。また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこととする。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

7 入札方法等

(1) 入札書等の提出方法等

- ア 提出期限 : 各公告による
イ 提出場所 : 上記4に同じ
ウ 提出要領

入札書及び工事費内訳明細書（以下「内訳明細書」という。）を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に工事名及び「入札書在中」を朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参又は郵送により提出する。（本工事は、内訳明細書の提出を義務付ける工事である。）

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 再度入札等

開札後、再度の入札を行うこととなったときは、契約担当官が示す日時までに再度、入札書を提出するものとし、入札書の提出がない場合は辞退したものとみなす。

(4) 内訳明細書の提出等

ア 第1回の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を提出しなければならない。

イ 内訳明細書の作成方法

表紙については別紙様式第6のとおりとし、業者任意の様式により、交付した数量書にある構成に対応させ、経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）を記載することとし、入札書の金額と一致させること。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあつては規格・寸法）、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。また、材料費及び労務費並びに法定福利費、安全衛生経費及び建設業退職金共済契約に係る掛金を明記すること。

ウ 内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

エ 提出された内訳明細書は返却しないものとする。

オ 提出された内訳明細書の確認の結果、次の各項に該当する場合は、工事に係る入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

(ア) 未提出であると認められる場合（内訳明細書が白紙である、内訳明細書に表紙が付いていない。）

(イ) 記載すべき事項が欠けている場合（数量、単価、金額等の記載が欠けている。）

(ロ) 記載すべき事項に誤りがある場合（発注案件名に誤りがある、提出業者名に誤りがある、内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる。）

(ハ) 他の入札参加者の内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

カ 提出された内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。

キ 内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 : 免除

(2) 契約保証金 : 納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証を付したときは、契約保証に代わる担保の提供として行われたものとし、公共工事履行保証証券（履行ボンド）による保証を付したとき又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1（低入札価格調査を受けた者との契約については請負代金の10分の3）以上とする。

9 開札

(1) 開札日時 : 各公告による

(2) 開札場所 : 航空自衛隊百里基地会計隊入札室

10 入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記5に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

(2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

11 落札者の決定

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。
- (2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

※低入札価格調査内容

	内容		内容
1	その価格により入札した理由	7	手持資材の状況
2	入札価格の積算内訳書	8	手持機械の状況
3	契約対象工事付近における手持ち工事の状況	9	労務者の確保計画
4	契約対象工事に関連する手持ち工事の状況	10	過去に施工した公共工事名及び発注者名
5	契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）	11	経営内容
		12	信用状況
6	資材購入先及び購入先と入札者の関係	13	その他契約担当官が必要と認める事項

- (4) 入札価格が、調査基準価格を下回る業者のうち、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費のいずれかひとつでも発注者が設定する基準（以下「特別重点調査価格」という。）に満たないすべての入札者は、特別重点調査を行うので、調査に協力しなければならない。

※特別重点調査内容（細部は、百里基地ホームページに掲載）

	内容		内容
1	その価格により入札した理由	13	建設副産物の搬出地
2	入札価格の積算内訳書	14	建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書
3	下請予定業者等一覧表		
4	配置予定技術者名簿	15	品質確保体制（品質管理のための人員体制）
5	手持ち工事の状況	16	品質確保体制（品質管理計画書）
6	契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）	17	品質確保体制（出来形管理計画）
		18	安全衛生管理体制（安全教育等）
7	手持資材の状況	19	安全衛生管理体制（点検計画）
8	資材購入予定先一覧	20	安全衛生管理体制（仮設置計画）
9	手持ち機械の状況	21	安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）
10	機械リース元一覧	22	誓約書
11	労務者の確保計画	23	施行体制台帳
12	工種別労務者配置計画	24	過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

12 情報保全にかかる履行体制の確認

落札予定者は情報保全に係る履行体制の確認のため、以下の各号に示す資料を提出するものとし、情報保全に係る履行体制について懸念が存在するものに対しては、競争参加資格を取り消すものとする。

- (1) 各業務従事者ごとの氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績、その他の経歴、専門的知識その他の知見、資格、母語及び外国語能力、国籍その他文化的背景、業績等（修業、従事、取得等の時期及び期間を含む。）がわかる資料。別紙様式第3

- (2) 顧客との契約に基づき取り扱いを制限された情報については、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む）管理職員等であっても、当該契約に基づきその取り扱いを認められた者以外の者は、これに接してはならず、かつ、職務上の下級者に対してその提供を要求してはならない旨を定める社内規則の写し（当該定めとは、無関係な部分は黒塗り等の方法により削除してもよい。）、又はそれに類すると認められる資料。別紙様式第4

- (3) 親会社、地域統括会社、ブランドライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の当該入札者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行うもの（次号において「親会社」という）の一覧。別紙様式第5

- (4) 顧客との契約に基づき取り扱いを制限された情報が、親会社等に対しても、報告、共有、その他情報提供の対象とならないことが明記された資料（当該定めとは、無関係な部分は黒塗り等の方法により削除してもよい。）、又はそれに類すると認められる資料。別紙様式第6

(5) 前各号の資料により、情報保全に係る履行体制の実効性に対する、法律上、契約上又は事実上の影響について懸念が存在しないことを確認できない入札者については、当該懸念が存在しないことを追加に証明する資料 別紙様式第7

- 13 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。
- 14 契約書作成の要否等 : 航空自衛隊標準契約条項により、契約書を作成するものとする。
- 15 支払条件 : 履行完了後、完了通知を受け、完成検査において合格とし、適法な請求書を受けた後、支払を行うものとする。
- 16 その他
 - (1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
 - (2) 入札参加者は、入札説明書のほか、入札及び契約心得、工事に係る入札心得書、航空自衛隊標準契約条項 建築工事請負契約条項及び適用契約条項の関係条項を熟読し、これらを遵守すること。
 - (3) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
 - (4) 落札者は6(2)の資料に記載した配置予定の技術者(別紙様式第3)を当該工事の現場に配置する。

建築工事用見本

工 事 費 内 訳 明 細 書

工事名：〇〇〇〇工事

工事内訳

名称	数量	単位	金額	備考
直接工事費	1	式		
うち材料費	1	式		
うち労務費	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
うち建退共制度の掛金	1	式		
工事原価のうち現場労働者の法定福利費の事業主負担額	1	式		
工事原価のうち安全衛生経費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		

工事費内訳明細書

工事名：〇〇〇〇工事

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額
道路改良		式	1		
道路土工		式	1		
掘削工		式	1		
掘削		m3	10,000		
...		...			
直接工事費		式	1		
うち材料費		式	1		
うち労務費		式	1		
共通仮設費		式	1		
共通仮設費 (率計上)		式	1		
純工事費		式	1		
現場管理費		式	1		
うち法定福利費の事業主負担額		式	1		
うち建退共制度の掛金		式	1		
工事原価		式	1		
うち安全衛生経費		式	1		
一般管理費等		式	1		
工事価格		式	1		
消費税相当額		式	1		
工事費計		式	1		

注) 本内訳書は、第1回の入札に際し提出を求めたものである。

注) 発注者が提示する本工事の数量総括表の工種、種別、細別に対応して単価、数量、金額を記入するものとする。